

令和4年度版 稚内市制度融資・助成制度のご案内

中小企業者の創意工夫と自主的な努力を応援するため、各種融資や助成を行っています。

■中小企業特別融資制度

低利の融資を斡旋し、借入金融機関を通じ保証協会の保証料を全額補給します。

種別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付の要件	融資の条件
運転資金	1,500万円	5年以内	短期 1. 4.75%	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業、遊興娯楽業など一部の業種を除く 銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと。 ※納税証明書（資格審査等申請用）を提出のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 据置き期間は1年以内 原則として担保が必要（免除する場合があります） 信用保証協会の保証付とすることができます（保証料は償還完了後に市が補給します）
設備資金	5,000万円	10年以内	長期 融資実行日時点の長期プライムレート [変動性]		
店舗等近代化資金	3,000万円	10年以内			
商店街環境整備資金	3,000万円	10年以内			

※短期とは借入金の返済が1年以内で、長期とは1年を超える場合に適用されます。

■中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づく助成制度

令和2年度から令和4年度を重点取り組み期間とし、中小企業者の自主的な努力を支援します。

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
人材確保等支援事業助成金	中小企業者 その他市長が認める者	市外で開催される合同企業説明会への出展	2/3	30万円	旅費、出展小間料、消耗品費、備品借用費 通信運搬費、小間装飾費など
		大学や専門学校等の学生のインターンシップ受入れ事業	2/3	1人あたり 5万円 1事業所あたり 15万円	学生への旅費、保険料、教材費など
		中小企業大学校など公的機関が主催する研修に経営者及び従業員が参加する事業	1/2	1人あたり 3万円 1事業所あたり 15万円	受講料、旅費 ※市内で行われる場合は受講料のみ
IoT等導入促進支援事業助成金	中小企業者	生産性向上を目的としたIoT導入やデータ活用事業、センサー付きロボットの導入事業	2/3	30万円	機械装置やソフトウェアの購入費及び賃借料（6ヶ月分に限る）、システム開発費、外部専門家経費など
販路拡大支援事業助成金	中小企業者 その他市長が認める者	稚内産商品のPR活動につながるような展示会等への出展	1/2	30万円	出展小間料、小間装飾費、備品借用費、旅費など
		新製品開発やパッケージ改良、市場調査事業	1/2	30万円	外部専門家旅費、機械装置購入費及び賃借料、工具器具費、試作に伴う原材料費、試験分析外注費、デザイン外注費など
		自社ホームページの新規開設又は外国語対応への改修事業	1/2	30万円	制作委託費、作成ソフト購入費、ドメイン取得費、翻訳費など
新規創業者支援事業助成金	新規創業者 ※特定創業者又はその見込みの者	概ね、週5日程度、20時間以上の営業するため、金融機関からの借入と中小企業相談所の推薦を受けた新規創業事業 ※一部対象外業種あり	1/2	30万円 ※1ヵ月5万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分（敷金、礼金等、諸経費は除く）
				50万円	初期設備費（建物取得・改修、設備導入も対象）
商店街空き店舗活用事業助成金	中小企業者 その他市長が認める者	商店街振興組合が定めるエリアの空き店舗を活用し、第2店舗の開業等をする者で中小企業相談所の推薦を受けた者 ※一部対象外業種あり	1/2	30万円 ※1ヵ月5万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分（敷金、礼金等、諸経費は除く）
				50万円	初期設備費（建物取得・改修、設備導入も対象）
商店街活性化事業助成金	商店街振興組合	集客力を強め販売を促進するための事業及び活性化推進を目的に行う調査又は計画策定事業 ※同一事業は3年に限る	1/2	50万円	謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費

※いずれも、他の補助、助成制度の対象となっていない事業が助成対象となり、年間予算（1千万円）の範囲内で募集を締め切ります。

※詳細については、ホームページに掲載の助成要綱をご覧ください。水産商工課商工・労働グループ（23-6467）へご相談下さい。

■地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

地域振興につながる事業に対して無利子貸付を行います。

融資の対象と要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規の雇用者が1人以上 貸付対象事業費が1,000万円以上（用地取得費を除く） 公共性、事業採算性などがあること 	貸付額	500万円～20億2,000万円（借入総額の45%以内）
		貸付期間	15年以内（5年の措置期間を含む）
		貸付利率	無利子
		償還方法	元金均等の半年賦償還
		保証人	民間金融機関等の連帯保証が必要となり、保証料が必要です。

■セーフティネット保証制度

5号認定

経済産業大臣が指定する事由（下記認定要件（イ）又は（ロ））に該当していることを市長が認定した場合に適用される保証です。売上高等の減少、原油・原材料価格や仕入れか価格の高騰を強く受けている中小企業者の皆様を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が、一般保証と別枠で保証します。

※指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<中小企業庁ホームページ> https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou/htm

4号認定 ※新型コロナウイルス感染症関連

先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号が発動され、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が、一般保証と別枠で保証します。

※指定期間については、中小企業庁ホームページ又は市ホームページでご確認下さい。

	申請要件	保証限度額	保証割合	保証料率・保証期間	申請書類等
5号認定	<ul style="list-style-type: none"> 指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと （イ）最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者 （ロ）製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者 	一般保証とは別枠で 2億8,000万円以内 （うち無担保8,000万円以内） ※5号、4号とは併用可ですが、同じ枠になります。 【一般保証限度額】 2億8,000万円以内	80%保証	北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせください。 電話 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649	①要件に応じた認定申請書 ②最近3か月間及び前年同期の売上高がわかるもの（試算表、売上台帳など） ③商業登記簿謄本の写し ④委任状（金融機関が代理で申請する場合）
4号認定	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件を全て満たしている市内の中小企業者 （1）指定地域において、事業を1年以上継続して行っていること （2）新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること 	【別枠保証限度額】 2億8,000万円以内	100%保証	電話 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649	①要件に応じた認定申請書 ②最近1か月の売上高等の実績と、その後2か月の売上高の見込み及び前年同期の売上高等の実績がわかる書類 ③商業登記簿謄本の写し ④委任状（金融機関が代理で申請する場合）

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

※認定申請書は稚内市役所のホームページからダウンロードできます。

<市ホームページ> <https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/>

お問合せ先

稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ（市役所2階）

TEL 0162-23-6467 FAX 0162-23-7999

URL http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/yushi_zyosei.html